

平成27年度 第8回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月18日（水） 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農業振興地域内農用地区域除外について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 14:30 事務局長	ただ今から、平成27年度第8回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立します。それでは、平井会長より会務報告をお願いします。
会長	それでは、前回の総会から昨日までの会務報告を行います。 10/29 沖永良部・与論地域ブロック別研修会 11/15 食の文化祭 11/16 両町糖業振興会 11/17 知名町キビ支部長会 以上で会務報告を終わります。
議長	これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、16番芦村委員、17番三原委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議題事項1番議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 【議案第31号について朗読】 議案第31号は、贈与3件、売買2件となっています。 1番1は田皆字下座〇〇番地 2,735㎡です。

事務局	<p>贈与となっています。</p> <p>2番1は正名字ウロク畑〇〇番地 1,192㎡です。 贈与となっています。</p> <p>3番1から4は徳時字大仁田俣〇〇番地1,427㎡外3筆の 合計 7,307㎡です。 売買となっています。</p> <p>4番1は屋者字中津ノ〇〇番地 1,762㎡です。 売買となっています。</p> <p>5番1から2は上城字古西目〇〇番地2,300㎡外1筆の 合計 4,116㎡です。 贈与となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしてあります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、補足説明を地区担当委員からお願いします。</p>
8番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。〇〇さんは役場を退職されてから、専業農家で頑張っております。奥さんのほうが認定農業者になっています。この畑については、現在、サトウキビの新植夏植えがされています。機械類等は全て揃っております。作物はユリ・切り花・サトウキビ・バレイショ等を、作っております。</p> <p>地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、ご審議をお願いします。</p>

9 委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんは〇〇さんからは叔父さんです。〇〇さんは畜産をしています。畑のほうは、ローズグラスを蒔いてありました。農業機械は全部揃っています。地域における農業の取組を阻害する恐れはありませんので、ご審議のほうお願いします。</p>
5 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。この畑は数年前に売買はしていたんですけど、名義変更がまだされてなかったということで、この度、名義変更をするということで、印鑑をもらいにきました。〇〇さんは、サトウキビ、ジャガイモ、葉タバコを生産しています。認定農業者で農業者年金の加入者です。農業機械のほうは全部揃っています。審議の程よろしくお願いします。</p>
1 5 番委員	<p>4 番説明</p> <p>下平川の〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは以前から〇〇さんの畑を借りて植え付けをしていましたが、今回農業を廃止ということで、一つずつ、今年から来年に計画を立てるんですけども、〇〇さんの農地を譲ってもらう計画です。今回のこの圃場には、サトウキビの株出しが植え付けられていました。〇〇さんは、畜産、キビ、バレイショを栽培しています。機械等も全部揃っていますので、皆様のご審議、よろしくお願いします。</p>
1 0 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは、今度11月から新規就農ということで、息子が畑をするということでやりました。畑はジャガイモを植えてあります。機械等は揃っています。農業者年金を今回声掛けで入る予定ということで、やってあります。認定新規就農者になる予定ということでした。審議のほうよろしくお願いします。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいま事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、質問等ございませんか。</p>
事務局	<p>一点だけ補足説明いいですか。</p> <p>5番の〇〇さん贈与の土地なんですけど、こちらは先月の利用権設定で上がってきた土地なんですけど、合意解約して3条申請で上がっています。</p>
議長	<p>なにか質問はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対しまして採決いたします。</p> <p>ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議題事項2番、議案第32号農業振興地域内農用地区域除外について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第32号農業振興地域内農用地区域除外について、説明をいたします。</p>

事務局	<p>【議案第32号について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所および氏名</p> <p>事業計画者 住所 知名町屋子母〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>譲渡人 住所 知名町知名〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示</p> <p>知名町大字知名字参詣堂〇〇番地 畑 1,604㎡のうち800㎡</p> <p>3. 事業計画</p> <p>店舗兼住宅、駐車場</p> <p>4. 施設の概要</p> <p>店舗兼住宅 1棟 152.28㎡ 駐車場 90㎡ 駐車場通路 84㎡</p> <p>こちらの土地については、農振除外の県の同意の要件でありま す、住宅等3戸連担にあります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対して、地区担当委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>現地を局長と担当の3名で確認しましたが、除外についての説 明は事務局からあったとおりでありますが、問題はないかなと。ちなみ に〇〇番地については農用地区域に入っていますが上の〇〇番 地については入っていません。一区画で1筆は入って1筆は入っ てないので除外してもいいのかなと考えています。</p>

	<p>この畑は、耕作者は私ですが、農地の半分は除外になりますけど、あと半分ありますので、頑張ってバレイショを植える計画をしておりますので、皆さんの審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局の説明および地区担当委員の説明に対して何かございましたら、挙手でお願いいたします。</p>
14番委員	<p>ここは、〇〇番地の2番は800㎡を除外するんですが、他は分筆するんですか。 全部じゃないんですか。</p>
事務局	<p>土地家屋調査士の〇〇さんに、〇〇さんが書類とか委任されておまして、〇〇さんのほうで、分筆の手続きを行うと思います。</p>
14番委員	<p>残りは、区域に入っているということですかね。 全部したほうがいいんじゃない。</p>
事務局	<p>全部するには、全部する要件が必要でありまして、今の申請の条件では800㎡が面積の一杯一杯かなと思っています。</p>
14番委員	<p>じゃ残りの部分は、畑として使わないといけないのかな。</p>
事務局	<p>ですね。分筆して宅地に変えるのは800㎡で、残りは畑のまま残りますので、買う場合は農地法の3条が必要になります。今回の農振除外をして、その後、転用の農地法の5条申請で名義〇〇さんから〇〇さんに移すと思います。</p>

議長	他に、よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。
議長	議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議題事項3番 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。
事務局	<p>【議案第33号について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所および氏名</p> <p>転用事業者 住所 東京都港区南青山〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>貸人 住所 知名町芦清良〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示</p>

	<p>知名町芦清良字水窪〇〇番地 畑 610㎡のうち416㎡</p> <p>3. 事業計画</p> <p>一般住宅</p> <p>4. 施設の概要</p> <p>一般住宅 83.63㎡ 車庫 17.50㎡</p> <p>以前、農振除外のほうで審議している土地となっています。</p>
議長	はい、それでは16番委員から補足説明をお願いいたします。
16番委員	<p>当地は、県道に沿って上の方は字の通路になっています。東と北側には、いずれも墓地に隣接します。しかしながら、当初は田畑でしたので、昨年にその部分は機械を入れて平地にしました。私が確認した時には作業をしていましたが、目的は平らにするだけですよということでしたので、直ちに内容を確認して家を建てるということでしたので、すぐに中止を命じました。そうしたら内容を理解しまして、事務局と相談のうえ中止しました。その後なんです、申請を上げて農振除外をされました。今回ここに宅地を建てるということです。ちなみに、〇〇さんは〇〇さんの姉です。永良部に帰って余生を送りたい。島で生活をしたいというようなことで、島に帰ってくるに当り、他に適当な土地も無いということで、住宅を建てるということでございます。近隣は住宅がたくさんありますので、宅地にしても何ら支障はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。

議長	何かございませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。
議長	それでは採決を取ります。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。
事務局	議題事項 4 番 議案第34号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>【議案第34号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1 番 1 知名字名ン竿〇〇番地 2,271㎡ 貸貸借 5年間の再設定となっています。</p> <p>2 番 1 住吉字下卸口〇〇番地 2,139㎡ 貸貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>3 番 1～3 下城字腐河〇〇番地外2筆 12,154㎡ 使用貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>4 番 1～4 新城字窪田川〇〇番地外3筆 2,713㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。 (相続人の全員の同意)</p> <p>5 番 1 黒貫字喜昌〇〇番地 5,881㎡ 貸貸借 5年間の新規設定となっています。</p>

	<p>6番1～3 屋者字高アタ子〇〇番地外2筆 7,843㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>7番1 瀬利覚字上山田〇〇番地 5,941㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>1番説明 〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんはバレイショ、グラジオラス、サトウキビを作っております。農機具についても全て揃っております。畑の方を見た所、バレイショを植え付けている状況でしたので、皆さんの審議の程よろしくお願いします。</p>
6番委員	<p>2番説明 〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんは以前から農業をしていません。校長先生から、教育長という職なんで。〇〇さんは今、ほとんど牛を飼ってまして、サトウキビを作っています。機械は全て揃っています。周りの地域を阻害する恐れはありませんので、ご審議のほうよろしくお願いします。</p>

10番委員	<p>3番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。畑の方は、腐河の方はジャガイモで下二つがサトウキビを植えてありました。機械類は全て揃っています。〇〇さんは認定農業者で、親子3名でやっています。審議のほう、よろしくをお願いします。</p>
10番委員	<p>4番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。先程もありましたとおり、11月から新規就農者ということで、農業を頑張りますということから今回出ています。この畑もバレイショが植え付けされていました。機械等はお父さんが全て揃っていますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
15番委員	<p>5番説明</p> <p>利用権の設定をする者、〇〇さんと設定を受ける者〇〇さん、〇〇さんは屋者ですが、二人は大山の自衛隊の同僚という関係です。この圃場はロータリーを掛けてありました。今回ジャガイモを作るそうです。機械類等も全て揃っていますので、ご審議のほうよろしくをお願いします。</p>
16番委員	<p>6番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の兄弟です。以前からこの土地をずっと利用していました。ジャガイモを作ったり、グラを作ったりしていました。今回基盤法に申請をするということでございます。それからその下ですが、〇〇さんと〇〇さんの、この方の関係は、従弟の父に当たる人です。〇〇さんが、いずれもすでに農業をしている両人ですので、6番と7番、特に近隣に迷惑をかけることはまず無いと思います。農業経営も十分にそっていると思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今の事務局及び地区担当委員の説明に対して、質問等はございませんか。</p>

議長	よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。
議長	それでは議題事項5番 報告第11号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	それでは報告第11号、農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をいたします。 農地法第3条及び基盤強化法に基づく利用権設定の合意解約について、申し出がありましたので報告いたします。
事務局	【報告第11号について朗読】 合意解約2件 1番1～4 新城字窪田川〇〇番地外3筆 合計2,713㎡ 他者へ貸付のため合意解約 2番1～2 上城字古西目〇〇番地外1筆 合計4,116㎡ 借人へ贈与のため合意解約

議長	はい、この件については、3条申請と利用権設定で出ていますので、よろしいですね。 (はいの声あり)
議長	それでは議題事項6番 報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	報告第12号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明をしたいと思います。
事務局	<p>【報告第12号について朗読】</p> <p>相続6件 あっせん希望無し</p> <p>1番1～5 正名字帯野〇〇番地外4筆 合計6,698㎡ 〇〇さんから知名町正名の〇〇さんへ相続されております。</p>
議長	<p>2番1～2 田皆字宇須久当〇〇番地外1筆 合計10,297㎡ 〇〇さんから知名町田皆の〇〇さんへ相続されております。</p> <p>3番1～3 田皆字宇須久当〇〇番地外2筆 合計4,155㎡ 〇〇さんから知名町田皆の〇〇さんへ相続されております。</p> <p>4番1～9 徳時字大仁田俣〇〇番地外8筆 合計12,783㎡ 〇〇さんから沖縄県豊見城市の〇〇さんへ相続されております。</p> <p>5番1～4 徳時字静盛〇〇番地外3筆 合計5,081㎡ 〇〇さんから千葉県千葉市の〇〇さんへ相続され</p>

	<p>ております。</p> <p>6 番1～9 赤嶺字阿辺俣〇〇番地外 8 筆 合計12,778㎡ 〇〇さんから知名町赤嶺の〇〇さんへ相続されて おります。</p>
議長	<p>ただ今の、届出に対して、質問等はございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>はい、有難うございます。 それでは、議題事項は終わります。 それではその他について、事務局をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農業を語る会について あっせん事業・違反転用調査の件 農家アンケート調査について</p>
事務局	<p>次回総会 平成27年12月21日(月) 午後1時30分より</p>
議長	<p>以上で、平成27年度第8回知名町農業委員会定例総会はこれ をもって閉会いたします。ご苦労さまでした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年11月18日

議長 平井久元

署名委員 芦村利広

署名委員 三原利昭